

IV 難病患者等の支援

障害者総合支援法が施行されたことにより、障がい者の定義に難病等（治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度のもの）が追加され、障がい福祉サービスや、補装具・日常生活用具の給付の対象となりました。
（詳しくは、QRコードを読み取り、厚生労働省のホームページよりご確認ください。）

